

平成 22 年 3 月 24 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年（○○）第●●号 差押処分取消等請求事件

口頭弁論終結の日 平成 22 年 1 月 20 日

判 決

原告 X 1、X 2 こと

X 3

被告 国

処分行政庁 東京国税局長

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請求

- 1 東京国税局長が平成 20 年 7 月 31 日付けで別紙差押債権目録記載の債権に
対してした差押処分を取り消す。
- 2 被告は、原告に対し、金 1 万 2 7 8 0 円及びこれに対する平成 20 年 7 月 3
1 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要

1 事案の骨子

本件は、東京国税局長が原告の滞納に係る申請所得税の滞納処分として別紙
差押債権目録記載の債権（以下「本件差押債権」という。）につき東京国税局
徴収職員に差押処分（以下「本件差押処分」という。）を執行させたところ、
原告が、東京国税局徴収職員が何らの権利もないにもかかわらず本件差押債権

を差し押さえたことは違法であり、また、本件差押処分に係る債権差押通知書（以下「本件債権差押通知書」という。）には差押えに係る国税の金額が記載されていない違法があるなどとして、本件差押処分の取消しを求め、併せて、被告に対し、損害賠償金1万2780円及びこれに対する平成20年7月31日から支払済みまで年6分の割合による金員の支払を求めた事案である。

2 基準となる事実（掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）保土ヶ谷税務署長は、平成4年12月18日、東京国税局長に対し、国税通則法（以下「通則法」という。）43条3項に基づき、原告の滞納国税について徴収の引継ぎを行い、以降、東京国税局長が徴収の所轄庁となった（弁論の全趣旨）。

（2）被告は、原告に対し、平成20年7月31日時点で、別紙租税債権目録記載のとおり、合計843万3996円（ただし、他に未確定延滞税あり。）の租税債権を有していた（乙1。以下「本件各租税債権」という。）。

なお、保土ヶ谷税務署長又は東京国税局長は、原告が本件各租税債権の各納期限までに各申告所得税を納付しなかったことから、原告に対し、通則法37条1項に基づき、次のとおり督促状を送付した（乙1、弁論の全趣旨）。

ア 昭和63年分 申告所得税 平成4年5月28日督促状送付

イ 平成3年分 申告所得税 平成4年9月28日督促状送付

ウ 平成5年分 申告所得税 平成6年5月17日督促状送付

エ 平成6年分 申告所得税 平成7年5月16日督促状送付

（3）本件各租税債権については、いずれも督促状を発した日から10日を経過してもなお完納がされなかったことから、東京国税局徴収職員は、平成20年7月31日、本件各租税債権を徴収するため、国税徴収法（平成16年法律第88号による改正前のもの。以下「徴収法」という。）47条1項1号及び62条1項の規定に基づき、本件債権差押通知書（乙3の3

ないし5枚目)を第三債務者に交付送達して本件差押債権の全額1万2780円を差し押さえた(本件差押処分。甲1、乙1ないし3、弁論の全趣旨)。

なお、本件差押処分は、東京国税局長が、上記各規定の定めるところにより、東京国税局徴収職員に執行させたものである(徴収法182条1項)。

(4) 原告は、平成20年8月11日、本件差押処分を不服として、国税不服審判所長に対し、審査請求を行ったところ、国税不服審判所長は、平成21年5月14日、上記審査請求を棄却する旨の裁決をした(甲2、弁論の全趣旨)。

(5) 原告は、平12年7月2日、本件訴訟を提起した。

3 争点及び当事者の主張

本件の争点は、本件差押処分が適法であるかどうか、及び、原告の損害賠償請求権の成否であり、これらの点に関する当事者の主張は、以下のとおりである。

(被告の主張)

(1) 前記基礎となる事実(2)のとおり、被告は、原告に対し、平成20年7月31日現在、本件各租税債権を有しており、本件各租税債権については、いずれも通則法37条1項に規定する督促状を発した日から10日を経過してもなお完納されていないことから、東京国税局徴収職員において、徴収法47条1項及び62条1項の規定に基づき本件差押処分を行ったものであって、本件差押処分に至る手続には何ら瑕疵はなく、適法である。

原告は、本件債権差押通知書には、国税徴収法施行令(以下「施行令」という。)27条1項2号が規定する記載事項である「金額」が記載されていない違法が存在するから、本件差押処分は取り消されなければならない旨主張する。

しかし、本件債権差押通知書には、滞納者の氏名、国税の年度、税目、

納期限、本税、加算税、延滞税、備考及び合計の各欄に具体的内容が記載されており、本件債権差押通知書の記載が施行令 27 条 1 項 2 号に違反しないことは明らかである。

- (2) 本件差押処分が適法であることは、上記 (1) で述べたとおりであり、原告の損害賠償請求はその前提を欠いており、失当である。

(原告の主張)

- (1) 東京国税局徴収職員が何らの権利もないにもかかわらず本件差押債権を差し押さえたことは違法である。

また、本件債権差押通知書には、施行令 27 条 1 項 2 号が規定する記載事項である「金額」が記載されていないという違法が存在する。

さらに、本件差押処分は、差押財産から生ずる法定果実たる利息についても差押えの効力を及ぼしている点で、徴収法 52 条 2 項に違反している。

よって、本件差押処分は取り消されるべきである。

- (2) 本件差押処分には上記の違法があるから、原告は、被告に対し、損害賠償として、金 1 万 2 7 8 0 円の支払を求め、併せて、同金員に対する平成 20 年 7 月 31 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員の支払を求める。

第 3 当裁判所の判断

1 本件差押処分の適法性

- (1) 原告は、①東京国税局徴収職員が何らの権利もないにもかかわらず本件各租税債権を差し押さえたこと、②本件債権差押通知書に「金額」の記載がないこと、③本件差押処分は差押財産から生ずる法定果実たる利息についても差押えの効力を及ぼしていることなどの理由から、本件差押処分は違法であると主張するので、以下、判断する。

- (2) 原告は、東京国税局徴収職員が、何らの権利もないにもかかわらず本件差押債権を差し押さえたことは違法であると主張する。

原告の上記主張の趣旨は判然としないが、東京国税局徴収職員には本件差押債権を差し押さえる権限がないという趣旨であるならば、徴収法47条1項は、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき（同項1号）は、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならない旨規定しており、前記基礎となる事実（3）のとおり、本件各租税債権については、いずれも督促状を発した日から10日を経過しても完納されなかったのであるから、東京国税局徴収職員が同項に基づいて本件差押処分を行うことができることは明らかである。

したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

（3）施行令27条1項2号は、徴収法62条1項（債権の差押えの手続）に規定する債権差押通知書には、「差押えに係る国税の年度、税目、納期限及び金額」を記載しなければならないと規定しているところ、原告は、本件債権差押通知書には、同号にいう「金額」が記載されていないと主張する。

しかしながら、証拠（乙3）によれば、本件債権差押通知書（乙3の3ないし5枚目）には、滞納者の「住所」、「氏名又は名称」、差押えに係る「滞納国税等」及び「差押債権」の記載欄があり、「滞納国税等」の欄は、「別紙滞納税金目録のとおり」と記載されており、その別紙滞納税金目録には、滞納者の氏名、滞納国税等の年度、税目、納期限、本税、加算税、延滞税、備考及び合計の各欄に具体的内容が記載されていることが認められる。なお、上記証拠によれば、本件債権差押通知書の別紙滞納税金目録の各欄のうち、延滞税の欄には、「要す」と記載されているものがあるが、これは、その本税が滞納されているため、延滞税の額が確定していないことによるものであると認めることができるところ、このように延滞税の額が未確定である場合には、「要す」とのみ記載することもやむを得

ないというべきであるから、当該記載をもって、施行令 27 条 1 項 2 号に規定する「金額」の記載を欠く瑕疵があるということとはできない。

したがって、本件債権差押通知書の記載が施行令 27 条 1 項 2 号に違反すると認めることはできないから、原告の上記主張を採用することはできない。

なお、原告は、本件差押処分に係る差押調書（債権用）謄本（甲 1）には東京国税局長名義の押印がないから本件差押処分は無効であるとも主張する。しかし、差押調書の作成主体は徴収職員であり（徴収法 54 条）、差押調書には徴収職員が署名押印（記名押印を含む。）をしなければならないとされている（施行令 21 条 1 項）。そして、証拠（甲 1、乙 2）によれば、上記差押調書の原本及び謄本にはいずれも東京国税局徴収職員の印影があると認められるから、上記差押調書に押印の欠落はないというべきであり、原告の上記主張も採用することはできない。

- （4）原告は、本件差押処分は、差押財産から生ずる法定果実たる利息についても差押えの効力を及ぼしている点で、徴収法 52 条 2 項に違反していると主張する。

確かに、元本債権の差押えの効力は、その差押後に生ずる利息に及ぶ（徴収法 52 条 2 項ただし書）ものの、差押前の利息には及ばないと解されるから、差押前の利息を含めて差押えをしようとする場合には、この部分について元本債権や差押後の利息とは別個に差押手続をとる必要があることになる。

しかしながら、証拠（乙 3）によれば、本件債権差押通知書には、「差押債権」として、「滞納者が、債務者（中略）に対して有する下記預金の債権差押通知書が到達した残額の払戻請求権及び債権差押通知書到達日までの確定利息の払戻請求権」が表示されていることが認められる。そうすると、本件差押処分においては、差押前の利息部分について元本債権や差

押後の利息とは別個に差押手続がとられていることが明らかであるから、
本件差押処分は徴収法 5 2 条 2 項に違反するものではなく、原告の上記主張を採用することはできない。

(5) 以上のとおり、本件差押処分の違法性に関する原告の主張を採用することはできない。

本件差押処分に至る経緯は前記基礎となる事実(2)及び(3)のとおりであり、徴収法 4 7 条 1 項及び 6 2 条 1 項の規定に基づいて行われていることが認められる。そのほか、本件差押処分に違法があることをうかがわせる証拠はない。

したがって、本件差押処分は適法というべきである。

2 原告の損害賠償請求権の成否

原告は、本件差押処分の違法を理由として、被告に対し損害賠償請求をしている。

原告の上記請求は国家賠償法 1 条 1 項に基づくものと解されるが、本件差押処分は、前記 1 のとおり適法なものであって、他に同項の適用上違法と評価すべき事情も認められないから、損害賠償請求に関する原告の主張は理由がないというべきである。

3 結論

よって、原告の請求は、いずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第 1 民事部

裁判長裁判官 佐村浩之

裁判官 一原友彦

裁判官 戸室壮太郎